

平成 26 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	08	05	01	0403	生活再建住宅支援事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-3	防災危機管理体制の充実			
	施策	1	危機管理体制の強化			
目的	被災住宅、宅地の復旧支援					
対象	東日本大震災により居住する住宅及び宅地が被災された住民。					
意図	被災者の生活再建と早期の復興の支援ができる。					
事業概要						
<p>○災害復興住宅融資利子補給・被災者住宅補修等支援補助 新築又は補修等に係る融資の利子を補助。二重ローン対策として既往住宅債務に対する利子を補助。 半壊や一部損壊となった住宅の補修・改修に対する補助。新築・購入する住宅のバリアフリー化等に対する補助。</p> <p>○被災宅地復旧支援補助 被害を受けた宅地の復旧工事に対する補助。</p> <p>○被災者住宅再建支援補助 被災世帯の住宅の建設・購入に対する補助。</p>						
市民参画の有無 [対象外]						
市民協働の形態		共催 後援・協賛	実行委員会・協議会 補助・助成	事業協力・協定 委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(計画)
①	被災住宅・宅地の復旧・再建世帯数	件	計画	389	246	
			実績	347	198	
②			計画			
			実績			
③			計画			
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(計画)
①	被災住宅・宅地の復旧・再建世帯数	件	目標	389	246	
			実績	347	198	
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり	○	目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
震災から時間が経過し方向性が定まったこと、又、消費増税の反動で工事を行う者が予想以上に減少したことにより目標値を下回った。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	東日本大震災により被災した住宅の早期復興を資するためには、公共関与が必要である。
	<input type="radio"/> 妥当である	
	見直し余地がある <input type="radio"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	制度開始から3年が経過し、毎年広報活動を行っているため、市民に本事業が浸透していると思われるが、更に支援制度について広報活動を行う必要がある。
	<input type="radio"/> 向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	国県市が一体となった一大事業として早期復興に取り組んでおり、被災者を支援しなければならないことから事業費・人件費とも削減余地がない。
	事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	申請者はそれ相応の負担しており、負担を軽減させるための支援制度であるため適正である。
	受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	
総合評価		
被災者の生活再建を図るため、支援補助制度について広報活動を行い、住宅及び宅地の早期復興に取り組んだ結果、目標値は下回ったが一定の成果を達成した。今後とも引き続き広報活動を行い更なる支援を行っていきたい。		

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	08	05	01	0403	生活再建住宅支援事業

単位：千円

		25年度 決算額(A)	26年度 決算額(B)	27年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費			80,772		80,772
財源内訳	国・県		74,844		74,844
	地方債				
	その他		5,928		5,928
	一般財源				

事業期間	単年度繰返	○	期間限定	[平成 23 年度 ~ 平成 30 年度]
------	-------	---	------	-----------------------

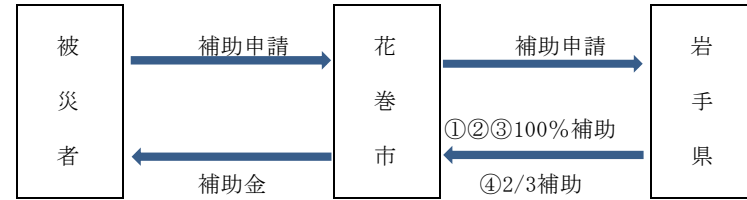
部経営方針における目標
安全・安心で快適な生活基盤の充実に努める。

事業開始の背景・経緯
東日本大震災で地震や津波により被災した住宅・宅地及び自宅を失われた被災世帯の早期復興を支援する。

事業概要
○災害復興住宅融資利子補給・被災者住宅補修等支援補助
新築又は補修等に係る融資の利子を補助。二重ローン対策として既往住宅債務に対する利子を補助。
半壊や一部損壊となった住宅の補修・改修に対する補助。新築・購入する住宅のバリアフリー化等に対する補助。
○被災宅地復旧支援補助
被害を受けた宅地の復旧工事に対する補助。
○被災者住宅再建支援補助
被災世帯の住宅の建設・購入に対する補助。

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等
引き続き、被災者への早期の生活再建と復興への事業の周知徹底（り災証明書がなくても申請できる場合があること等）を進めていく。

《事業手法の詳細》



- ① 災害復興住宅利子補給 4,839千円（新築10件・補修15件・既往2件）
新築・補修等に係る利子、二重ローン対策として既往住宅債務に対する利子を補助（5年間）
（新築）1,108千円（補修）469千円（既往債務）3,262千円
- ② 被災住宅補修等支援補助 52,850千円（補修84件・改修57件・新BF7件・新県産1件）

被災住宅の補修・改修、新築・購入住宅のバリアフリー化・県産材使用に対する補助
補修・改修[補助率1/2 限度額：補修30万円、耐震、BF改修60万円、県産材改修20万円]
新築バリアフリー[床面積に応じて40万円、60万円、90万円の定額補助]
新築県産材[使用料に応じて20万円、30万円、40万円の定額補助]
（補修）18,061千円（改修）28,989千円（新BF）5,400千円（新県産）400千円
- ③ 被災宅地復旧支援補助（4件） 5,333千円
被害を受けた宅地の復旧工事に対する補助[補助率1/2 限度額200万円]
- ④ 被災者住宅再建支援補助（複数18世帯・単数1件）17,750千円
東日本大震災により被災した世帯に対して市内での「持ち家」による住宅再建を支援する
◆対象者・・・次の2つの要件を満たすもの
① 岩手県内において居住する住宅が全壊または半壊解体して、被災者生活支援金の基礎支援金を受給
② 県内に自宅を建設又は購入して被災者生活支援金の加算支援金（建設・購入）を受給
◆補助額
複数世帯 1,000千円（市334千円、県666千円）
単数世帯 750千円（市250千円、県500千円）
◆実施期間
平成24年度～平成30年度 ※遡及可
◆補助金
複数世帯 1,000千円×17世帯＝17,000千円
単数世帯 750千円×1世帯＝750千円